

平成二十一年四月七日受領  
答弁第一二五九号

内閣衆質一七一第二五九号

平成二十一年四月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出総務省により不備を指摘された外務省におけるセクハラ対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出総務省により不備を指摘された外務省におけるセクハラ対策に関する質問  
に対する答弁書

一及び二について

外務省におけるセクシユアル・ハラスメント相談員は、本省及び外務省研修所においては十三名配置されているほか、各在外公館においておおむね一名から三名配置されている。これらの者のうち、約六割が男性であり、約四割が女性である。これらの者はおおむね外務省出身者であるが、医療関係者等の外務省出身者以外の者も含まれる。

三から九までについて

外務省としては、人事院規則一〇一〇（セクシユアル・ハラスメントの防止等）に基づき、セクシユアル・ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、セクシユアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講ずるための体制を整備してきているが、御指摘の勧告があったことも踏まえ、セクシユアル・ハラスメントの防止及び排除のための体制の一層の強化に努めていく考えである。